

藤岡市



議会だより

◆発行日 平成26年3月15日 ◆発行 藤岡市議会 ◆編集 藤岡市議会だより編集委員会 ◆印刷 有限会社大石印刷
◆藤岡市ホームページ <http://www.city.fujioka.gunma.jp/>

議会基本条例 特集号



藤岡市議会基本条例を制定（平成25年12月11日可決、平成26年4月1日施行）

～幸せで豊かなまちづくりの実現を目指して！～

市民の皆様には、日頃より市政運営並びに議会活動に対しまして、ご支援ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

地方都市においては、地方分権の進展により、議会の果たすべき役割は、ますます重要になってきております。

このような中、議会及び議員の責務、活動原則など、議会運営に関する基本的事項を定めた「藤岡市議会基本条例」を制定いたしました。

この条例の理念を議会運営に反映させ、自治体の根幹をなす二元代表制の一翼として、議会も市民の皆様と協働していきながら、幸せで豊かなまちづくりの実現に取り組んで参ります。

今後とも、市民の負託に応えるため、努力を重ね、これまで以上に開かれた議会づくりを推進して参りますので、ご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

藤岡市議会議長 山田 朱美

議会基本条例
制定にあたって

議会基本条例とは・・・？

議会基本条例は、地方議会の運営をどのように行うのかを定めた条例であり、市議会の最高規範となる条例です。すべての議会活動は、この条例をもとに行うことになります。

北海道栗山町が平成18年5月に施行したのが最初と言われています。群馬県内の市町村では、8番目の制定となります。

法

自治法

本条例

- ・市議会会議規則
- ・市議会委員会条例
- ・市議会定例会条例
- ・市議会議員定数条例

何のために制定したの・・・？

市議会は、市長とは独立した立場で住民の意見を市政に反映させることが大きな役割です。そのために、市政の監視や評価を行うことや、政策の立案、政策提言を積極的に行うことが求められています。

こうしたことから、「議会の機能を強化し、市民から信頼される議会となるため」に、議会の基本となる条例を制定しました。

制定後はどうなるの・・・？

藤岡市議会としての活動を今まで以上に充実させ、みなさんの身近な存在になります。

この条例を制定することで、市民から直接選ばれた議員及び議会の役割を明確にし、みなさんの意見を反映できるよう活発な議論を行い、市民目線でチェックするとともに、政策提言もしていきます。



神流小児童による合唱（議場）

藤岡市議会基本条例の特色・・・

情報公開：本会議のほか、すべての会議とその情報を積極的に公開します。

今後は、委員会も、受付だけでいつでも傍聴できるようになります。

請願・陳情：政策提案として受け止め、適切、誠実に審議します。

質問と答弁：議員の質問と市長の答弁は、1つずつ行い（一問一答制）、また、市長は議員に質問の内容を確かめることができます（反問権）。

附属機関：審査や調査するため必要がある時は、附属機関を設置することができます。

推進組織：この条例の目的を達成するため、議会基本条例推進委員会を設置します。

制定までの経過・・・

○議会改革検討委員会を設置、24回の協議

○素案作成のため議会基本条例策定作業部会を設置、17回の協議

○意識向上のため議員全員での勉強会を開催

（講師：法政大学廣瀬教授）

○先進事例を取り入れるため視察を実施

（埼玉県所沢市、東京都多摩市、千葉県流山市・佐倉市）

憲

地方自

議会基

- ・そのほかの条例、規則など
- ・交付に関する条例
- ・市議会政務活動費の
- ・市議会傍聴規則



勉強会の開催

これまで行った議会改革・・・

○一般質問での質問回数制限の撤廃

○傍聴者に議案の貸し出し

○会議録検索システムの導入

○市民が直接陳情内容を説明

○議案審議での質問回数を5回に増加

○議会インターネット中継の開始

藤岡市議会基本条例が

制定されました

藤岡市議会基本条例

議会は、市民の直接選挙によつて選ばれた議員によつて構成される市民を代表する機関である。

二元代表制*の一翼を担う議会は、合議制の機関として市民の負託に応え、市民の幸せと豊かさを追求するために活動していかなければならない。

そのため、議会は、議会と議員の責任を自覚して、市政の課題を把握し、開かれた場で議論し、市民の代表として意思を決定する。このことが議会の役割である。

藤岡市議会は、与えられたその権能を十分に活用して、秩序を守り、公正を旨とし、誠実にその責務を果たすことを決意し、この条例を制定する。

前文では、市民により直接選挙で選ばれた議員及び議会の役割を述べています。また、藤岡市議会の目指す姿を描き、藤岡市政に対する議会の決意を表明しています。

※二元代表制…市民が、市長と議会の議員を、それぞれ別々の選挙で選ぶ制度。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民を代表する合議制の機関である議会の運営に関する基本的理念及び事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もつて市民にとつて幸せで豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

この条例は、市民にとつて幸せで豊かなまちづくりを実現することを目的としています。市長と同様に、市民によって直接選ばれる議員が、その役割を果たすために必要とされる基本的な理念及び事項を、この条例で定めることを述べています。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思を決定する機関*である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定改廃、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。



☆議事機関☆

条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関。通常、議会といわれています。

ここでは、藤岡市議会の基本的な権限と、役割について述べています。
※憲法第93条第1項…「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」

第2章 議会及び議員の活動原則

☆言論の府☆

(議会の活動原則)
第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。
(1) 議決機関であることを自覚し、市長その他執行機関の市政運営を監視し、評価すること。
(2) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。

(3) 本会議のほか、すべての会議(以下「会議等」という。)とその情報を積極的に公開することともに、市民参加の拡充に努めること。
(4) 言論の府であることを自覚し、自由な討議の場を用意すること。

市民の代表としてふさわしい議会を実現していくために、議会運営の4つの原則を掲げ、議会が果たすべき役割について述べています。
(1) 市政の運営に対し、常に監視し評価すること
(2) 公正性、透明性を重んじ、市民に開かれた運営を行うこと
(3) 市民と情報を共有し、市民が参画しやすい議会運営を行うこと
(4) 議員自らが、信念に基づいて意見を表明し、討論する場を目指すこと

言論の府とは、公正で中立な立場で討論する場であり、その場が議会であることを意味しています。議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前であり、発言者は、自己の発言に責任を持つことが要求されます。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民に信託された代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。
(1) 市民の意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上に努めること。
(2) 市民の代表者としての品位を保持し、政治倫理を遵守し、不断の研究により、自らの資質向上に努めること。

(3) 議員相互間の自由討議を推進すること。
(4) 議会活動を優先すること。

議員としての活動姿勢、自覚について述べています。
(1) 市政全般の課題と市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向

上のため活動すること

- (2) 議員は、自らを律し、自己の研鑽(けんさん)に努め、資質向上に努めること
(3) 自由闊達(かつたつ)に討議することで、課題や争点を明らかにし、議員間の理解を深め合議を目指すこと
(4) 公務である議会活動を優先すること

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。
2 会派は、議会運営、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

議員は、同一理念を持つ他の議員と政策集団を結成し、議会活動を行うことができることを規定しています。
各会派は、必要に応じて会派間で協議を行い、議会としての合意形成に努めています。



第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し、積極的に情報を発信し、透明性を高め、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

議会は、審議等における論点や争点などの情報を積極的に発信し、市民に対して説明責任を果たすよう定めています。

議会は、これらの制度を活用して、多様な市民の意見を討議に反映させられるよう定めています。

(市民意思の把握)

第7条 議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続を行うことができる。

2 議会は、請願及び陳情を政策提案を審議するものとする。



3 議会は、前2項に掲げるもののほか、必要に応じ市民から意見を聞くことができる。

議会は、必要に応じて、市民の意見を直接聴取する機会として、パブリックコメント手続を実施することができる規定を定めています。

請願及び陳情は、政策提案として誠実に審議することを定めています。

☆請願☆

「請願権」は、憲法で保障された国民の基本的権利で、市民が国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べることを言います。議員の紹介など、要件を備えた書類の提出が必要です。

☆陳情☆

特定の事項についての利害関係を有する者が、議会等に実情を訴え、適切な措置を希望すること。請願とは異なり、議員の紹介は必要ありません。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係については、緊張関係の保持に努めなければならない。

第3条(1)で示した議会の活動原則に則り、議員は、市長等執行機関の市政運営を監視し、評価する立場で審議に臨むことを定めています。

(議員の質問、質疑及び市長等の反問)
第9条 会議等における質疑応答は、論点及び争点を明確にするよう努めるものとする。

2 議員は、一般質問を行うときは、一般質問通告書の件名において、一問一答の方式で行つものとする。
3 本会議に出席した市長等は、議員からの質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

議員から市長等に対する質疑及び一般質問は、論点や争点を明確にするよう定めています。そのため、一般質問については、一問一答方式で行うことを規定しています。また、市長等執行機関は、議長の許可を得て、質問した議員に対して、内容を確認するための質問ができること、いわゆる「反問権」について定めています。

(政策形成過程の説明)
第11条 議会は、政策形成過程の透明性を図り、議決責任を担保するため、背景、経緯、根拠、関係法令、財源及び経費の説明並びに必要な資料の提供を市長等又は提案者に求めることができる。

議会は、議決責任を果たし、的確な議案審議を行うために、市長等が政策立案時に参考にした資料の提供を求めることができます。

(予算及び決算の審査における説明)
第12条 議会は、予算及び決算の審査に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を行うよう市長に求めることができる。

議会は、地方自治法により議決事件を定められていますが、議会の判断により、必要な事項を議決事件に追加できる規定を定めています。その際、理由と根拠を明確にすることを義務付け、制度の濫用(らんよう)を防ぐための規定も併せて定めています。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)
第13条 議会は、言論の府であること

を十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議員間討議は、原則として委員会において行うものとする。

議事機関である議会が、その機能をより高めていくために、議員間の自由討議を推進するよう定めています。

その環境を整備するため、委員会においては、議員間討議を導入するよう規定しています。※補足：委員会運営においては、委員会が議案を提出することができるため、その議案審査においては、委員間の合意形成のための議員間討議を想定しています。



委員会審査

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第14条 議会は、市政の諸課題を適正に判断するため、委員会の専門性と特性を活かした適切な運用に努めるものとする。

議会は、委員会の持つ専門性を活かして、市政の諸課題に適切に対応する運営に努めるよう定めています。

(委員会の活動及び運営)

第15条 委員会は、所管に係る市政の課題について、積極的な調査研究に努めるものとする。

2 委員会は、調査研究、政策立案及び政策提言の機能を強化することに努めるものとする。

3 委員会は、藤岡市議会委員会条例(平成15年条例第18号)に定めると
いにより公開するものとする。

(政務活動費の有効活用)

第16条 議員は、市政の課題に関する政務活動に資するため、政務活動費を有効に活用するものとする。

2 政務活動費については、藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成14年条例第10号)に定めると
ころによる。

3 議会は、藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例の改正又は廃止に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ議会内で十分検討するものとする。

議会をより広く公開するため、委員会審査も本会議と同様に公開することを定めています。



委員会による調査

第8章 議会の体制整備

(議会事務局の機能強化)

第17条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議会事務局は、議会の活動を補佐する役割を担い、議員の議会活動に必要となる情報の提供に努めるものとする。

議会事務局の任命権者である議長は、議会運営を円滑に行うために、議会事務局の機能強化及び体制整備に努めることを規定しています。

議会事務局は、議会及び議員の、調査機能や政策立案を補助するために、必要な行政情報を提供するよう努めることを定めています。

議会事務局は、議会及び議員の、調査機能や政策立案を補助するために、必要な行政情報を提供するよう努めることを定めています。

政務活動費の活用については、より有効に活用することを各議員に求めてています。また、条例の改正等については、慎重に検討を行うよう求めています。

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員に対する研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化にあたり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

3 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙等を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

議会は、議員の資質向上のため、広く専門的知識を取り入れるなど、議員研修の充実に努めることを規定しています。また、この条例の目的をすべての議員が共有するために、選挙後の研修の実施を定めています。

- (3) (2) (1) 議会広報紙の発行
議会ホームページの運営
本会議の映像配信
- (議会広報の充実)
- 第19条 議会は、市民と情報を共有し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため、次に掲げる手段により広報活動の充実に努めるものとする。



市議会ホームページ

<http://fujioka.gijiroku.com/>

(4) その他広報活動を充実させるために必要な手段

2 議会は、前項で定める広報活動についてわかりやすく周知し、市民からの意見、要望等を取り入れるよう努めるものとする。

議会は、その活動内容を市民に周知することともに、情報の共有を図り、市民の市政及び議会への関心を高めるため、様々な手段を講じて広報活動を行うことを定めています。

(専門的識見の活用)

第21条 議会は、法第100条の2^{*}の規定により、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

議会は、重要課題に対応するために、専門的事項に係る調査を学識経験者や専門家に依頼し、議会における討議に反映させるよう努めることを定めています。
※地方自治法第100条の2：「普通公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」

(議会図書室の充実)

第20条 議会は、議員の調査研究、政策立案及び政策提言に資するためには設置する議会図書室の充実に努めるものとする。

議員の調査活動のために、図書・資料等を備えた図書室の充実に努めることを定めています。

また、藤岡市議会図書室規程で、適正な管理に努めることを定めています。

第9章 議員の政治倫理

(附属機関の設置)

第22条 議会は、審査、諮詢又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

議会は、市政全般の課題について、審査・調査等が必要と認められるときは、附属機関を設置し、専門的な調査ができることを定めています。



委員会による視察

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑われるような行為をしてはならない。

議員は、その責務を正しく認識し、自らを律し、公正に職務を行うことを定めています。

第10章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第24条 議員の定数は、藤岡市議会議員定数条例（平成14年条例第36号）

第3項において「議員定数条例」という。）により定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、多様な民意を反映するため、市の実情にあつた定数を検討するものとする。

3 議員が議員定数条例を改正する議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

議員の定数は、藤岡市議会議員定数条例で定めることを規定しています。

議員定数の改正の際には、市政の現状と課題を十分に考慮したうえ検討すること、また、議員が議員定数条例を改正する議案を提出する際も、市の実情に合つたものである明確な改正理由を付すことを定めています。

★議員定数の変遷★

・昭和29年4月1日 101名

（市制施行当初の議員は、旧町村議會議員がそのまま就任）

・昭和30年 30名
（公選第1回、法律の定数）

・平成7年4月	26名
・平成11年4月	24名
・平成18年1月	26名
・平成18年1月	24名
・平成19年4月	24名
・平成23年4月	22名

（鬼石町との合併に伴う特例）



第11章 最高規範性及び継続的な検討

第12章 補則

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号。第3項において「議員報酬条例」という。）により定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市の実情にあつた報酬を検討するものとする。

3 議員が議員報酬条例を改正する議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

議員の報酬は、藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例で定めることを規定しています。

議員報酬の改正の際には、議員定数の改正と同様、市の実情に合った報酬額を慎重に検討することを定めています。

(条例の見直し等)

第27条 議会は、この条例の目的を達成するため推進組織を設置する。

2 議会は、継続的に議会改革に取り組み、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。



(最高規範性)

第26条 この条例は、議会に関する基本的理念及び事項を定める議会における最高規範であり、議会に関する条例その他の規程を制定改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

この条例は、藤岡市議会における最高規範であることを規定しています。

議会運営に関する条例や規則を制定改廃する際には、この議会基本条例の趣旨を尊重し、規定との整合を図らなければならぬことを定めています。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

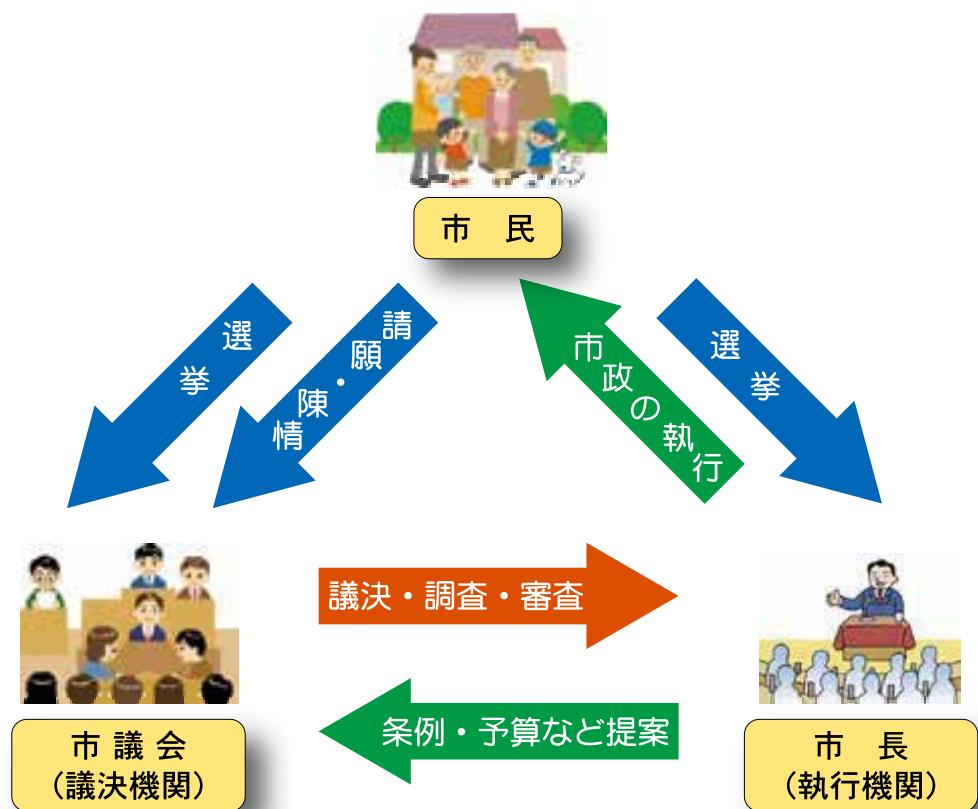
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議会は、この条例の目的を達成するための推進組織を設置して、継続して議会改革に取り組むことを規定しています。



傍聴席

市民・市議会・市長の関係



藤岡市を住みよいまちにしていくために、選挙によって市民の代表者を選び、市民にかわって市政の運営を委ねます。この代表者が「市議会議員」と「市長」であり、「二元代表制」と呼ばれています。

市議会議員で構成される「議会」は、「市長」が市政を行うのに必要な予算や条例などを決め、「市長」は市民の代表である「議会」の意思に沿って、住みよいまちづくりを進めています。

このようなことから、市議会と市長が、お互いに対等の立場に立ち、それぞれの役割や権限を尊重しつつ市民の声を市政に反映させ、車の両輪のように均衡をとりながら、より良いまちづくりを進めています。

問 い 合 わ せ （内 線 2 3 6 1）	市議会事務局	委員会だより編集委員会
22	委員長	この議会基本条例や市議会
1	委員	について、みなさんのご意見
2	委員	をお寄せください。お待ちし
11	委員	ています。
11	委員	
11	副委員長	
11	委員長	
11	松村	
11	青木	
11	渡辺	
11	岩崎	
11	佐藤	
11	斎藤	
11	冬木	
11	千枝子	
11	淳	
11	和則	
11	徳治	
11	一俊	
11	徳一	

この議会基本条例の制定は、藤岡市議会の目指す姿の第一歩に過ぎません。今後も「議会基本条例推進委員会」で様々な議会改革を進めていきます。

ご意見をお寄せください